

# 離脱や不和、揺れる神社界／本庁に「独断専行」と反発

全国約7万9千の神社を傘下に収める神社本庁（東京）が揺れている。「こんぴらさん」の愛称で知られる金刀比羅宮（香川県琴平町）が6月に離脱を表明。支配力を強めようとする本庁への反発が背景にあり、他の有力神社からも「ここ数年で本庁の独断専行が強まった」との声が上がる。

「当宮に対する嫌がらせとしか思えない」。金刀比羅宮の琴陵容世（ことおか・やすつぐ）宮司（71）は、離脱方針を公告した6月5日付の文書で、激しい言葉で怒りをあらわにした。昨年11月の皇位継承の重要祭祀（さいし）「大嘗祭（だいじょうさい）」で神社本庁の要請に従い当日祭を開いたが、本庁が都道府県神社庁を通じて配る特別なお供え「幣帛（へいはく）料」が、今年1月末まで届かなかったからだ。

金刀比羅宮のように格の高い全国の約350社は「別表神社」と呼ばれ、都道府県神社庁を介さずに本庁が直接、宮司を任免する。琴陵氏は先代の父親が1994年に死去した後、しばらく宮司になれず「宮司代務者」に留め置かれた。

琴陵氏は、本庁が2015年に売却した職員宿舎で不可解な転売があったという報道に接し、不信感を募らせていた。転売を巡っては、内部告発した幹部2人を本庁が解雇などの懲戒処分に。2人が地位確認を求めて係争中だ。

神社本庁は、金刀比羅宮の離脱に関し「詳しいことは答えられない」とし、宿舎の転売問題についても「法人内部のこと」と口をつぐむ。

神社本庁は、連合国軍総司令部（GHQ）が国家と神社の分離を命じたのを受け、1946年に発足した。皇室とゆかりの深い伊勢神宮（三重県伊勢市）を「本宗」と仰ぐ宗教法人だ。石清水八幡宮（京都府八幡市）の宮司である田中恒清（たなか・つねきよ）氏（76）が2010年から総長を務める。

反発は他の神社からも上がる。全国にある八幡宮の総本宮、宇佐神宮（大分県宇佐市）では、世襲家の女性が宮司に昇格できず、本庁の総務部長だった人物が16年に宮司に就任。氏子らでつくる市民団体が罷免を求めて署名を集めるなど混乱が続いている。

「田中氏が総長に就いて以降、本庁からの天下りが目立つようになった」と宇佐神宮の関係者。田中氏は昨年6月、異例の4期目に突入した。

能登一宮（いちのみや）として知られる気多（けた）大社（石川県羽咋市）は訴訟の末、最高裁で神社本庁からの離脱が10年に認められた。三井孝秀（みつい・たかひで）宮司（58）は「神社は地域社会と深く関わっている。中央集権はなじまない」と話し、金刀比羅宮の姿勢に理解を示す。本庁内部の関係者は「離脱したい神社はたくさんある。求心力の低下が進んでいる」と漏らした。

※Web 東奥・令和2年7月8日更新記事より転載(紙面は東奥日報7月8日夕刊に掲載)

# 不動産業者との関係に疑問

## 神社本庁職員 証人尋問で元財政部長 地位確認訴訟

神社本庁から懲戒処分した文書「檄」を作成。興隆財団が2000年を受けた元職員ら2人がそれが神社界に広がった本庁を相手取り地位確認などで神社本庁の信用を著しくおとしめたことなどを求めている民事訴訟で20日、東京地裁で関係者の証人尋問が行われた。神社本庁の元部長3人が出廷し、争点となっている百合丘職舎（川崎市麻生区）の売却契約における問題や、原告が執筆した告発文の影響をそれぞれ証言した。

この訴訟は、百合丘職舎の売却を巡り、原告で当時は総合研究部長だった稲貴夫氏が、神社本庁幹部と不動産業者の癒着の疑いを実名入りで指摘

した文書「檄」を作成。興隆財団が2000年に東京都渋谷区に所有していた「全国神社会館」を國學院大に売却する時にまでさかのぼると証言した。また総務課長在任当時、不動産業者に対して数千万円の短期貸し付けを行う起案を命じられたことに触れ、神社本庁と不動産業者の関係に疑問を持ったと述べた。

一方、被告側証人の眞田宜修・元総務部長と木田孝朋・元財政部長は百合丘職舎の売買契約が適正に行われたとし、「檄」やその影響を受けて出回った怪文書が神社本庁や

役職員の名譽を毀損し、業務を阻害したと主張した。3月9日には被告側証人として小野崇之・元総務部長、原田恒男・元秘書部長、原告本人2人が出廷して証人尋問が行われる。

(甲田貴之)

## 神社界

### 不動産業者と契約逆らえず

神社本庁から懲戒処分を受けた元職員ら2人が本庁幹部と不動産業者と本庁を相手取り地位確認などを求めている民事訴訟で9日、東京地裁で関係者の証人尋問が行われた。原告2人を含む4人が証言台に立った。

この裁判は、百合丘職舎（川崎市麻生区）の売却契約について原告の元本家奉賛部長・稲貴夫氏

が、職舎売却に当たって本庁幹部と不動産業者との間に癒着があったと指摘する文書「檄」を作成したことに端を発する。被告側証人の小野崇之・元総務部長と原田恒男・元秘書部長は、原告の一人で当時財政部長だった瀬尾芳也氏が、問題を指摘されている不動産業者への売却を積極的に提

案したと主張。

一方、原告の瀬尾氏は、不動産業者は小野氏から過去の実績があるとの理由で紹介されたと言。職舎の売却を急がされ、その不動産業者と契約することが既定路線と感じられて逆らえなかつたと吐露した。2016年5月に開かれた本庁の役員会で、当時の松山文彦理事が職舎の売却には価格や手続きに問題があったと指摘したことをきっかけに、「不動産業者

いた」と話した。

稲氏は作成した文書について「心ある役員に思たかった」と、その意図

いを伝え、役員の間で話し合っ

を説明した。今後、裁判所からの和解勧告に基づき協議を進めるが、和解が決裂した場合も最終弁論を経て判決に至る。